

# 国民年金

## 国民年金(給付)Q&A

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

国民年金から支給される「基礎年金」は3種類あります。老後の経済的支えとなるだけでなく、万一のときにも給付があります。

### 老齢給付

**【問】**老齢基礎年金を早くもらったり・後でもらったりすることができませんか。

**【答】**老齢基礎年金は65歳から受給しますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に減額された繰上げ支給の年金を受けたり、66歳以降に増額された繰下げ支給の年金を受けたりすることができます。請求したときの月単位の年齢によって減額率や増額率が決まります。

一度決めた減額率や増額率は一生変更できません。繰上げ支給の減額率は0.5%×繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数。繰下げ支給の増額率は0.7%×65歳になった月から繰下げを申し出た月の前月までの月数。

**【問】**国民年金に若いときから加入しています。65歳になると年金は自動的に受けられるのですか。

**【答】**年金は自動的に支払われるわけではなく、手続きが必要です。この年金を受ける手続きを裁定請求といいます。

65歳に老齢基礎年金の受給権が発生する方に対し、65歳に到達する3カ月前に社会保険業務センターから、本人あてに裁定請求書(事前送付用)が送付されます。

60歳に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方に対しても、60歳に到達する3カ月前に社会保険業務センターから、本人あてに裁定請求書(事前送付用)が送付されます。

国民年金の裁定請求の手続きは保健医療課国保年金係、または各支所市民生活係の国民年金の窓口で、3号被保険者期間のある方や厚生年金の裁定請求の手続きは社会保険事務所で行ってください。

### 障害給付

**【問】**障害基礎年金はどのようなときに受けられますか。

**【答】**国民年金に加入している間にかかった病気やケガがもとで一定以上の障害が残り、障害の年金を受けられる保険料の納付要件を満たしているとき、または障害初診の日から1年6カ月以上経過した日、もしくは1年6カ月以内に症状が固定した状態になったとき障害基礎年金を受けることができます。受けられる年金には、1級と2級があり、障害の程度によって決められます。

**【問】**子どもの頃から障害があります。20歳になれば障害基礎年金を受けられることができますか。

**【答】**子どもの頃の病気やケガがもとで一定以上の障害が残った方に支給されます。支給は20歳からです。

**【問】**国民年金には60歳まで加入し、65歳から老齢基礎年金を受ける予定でした。年金を受ける前に生じた障害に対して障害基礎年金は受けられますか。

**【答】**老齢基礎年金を受けるまでの60歳から64歳までのあいだに、病気やケガがもとで一定以上の障害が残り、障害の年金を受けられる保険料の納付要件を満たしている方に支給されます。初診日に加入していた年金制度で手続き先が異なります。

### 遺族給付

**【問】**一家の働き手を亡くしたとき、遺族の保障は受けられますか。

**【答】**国民年金の加入者、または老齢基礎年金を受けられる資格期間を満たしている人が亡くなったときの遺族の生活保障を目的としたもので、生計を維持されていた18歳未満の子どものある妻、または子どもに対し、亡くなった月の翌日から支給されます。子どもは18歳に到達した以後の最初の3月31日を過ぎていないこと、または20歳未満で一定の障害者であ

ることなどの条件があります。

子どもが成人している場合には遺族基礎年金は受けることはできませんが、亡くなられた方の保険料納付期間に応じた死亡一時金が遺族に支給されます。

遺族の方は、亡くなられた方と生活をともにしていた配偶者、子ども、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です。

遺族基礎年金の裁定請求の手続きは保健医療課国保年金係、または各支所市民生活係の国民年金の窓口で、3号被保険者期間のある方や厚生年金の裁定請求の手続きは社会保険事務所で行ってください。

### 年金の相談や 問い合わせに ついて

「ねんきんダイヤル」をご利用ください。受付時間8時30分～17時(土・日・祝日除く)

年金請求などの年金相談は

0570-05-1165

すでに年金を受けている人の年金相談は

0570-07-1165